

### 3. 水 環 境

#### (1) 水環境の概要

公共用水域等の水質調査を、河川 38 地点、海域 4 地点、池 7 地点、地下水 8 地点で実施した。

カドミウム等の健康項目については、河川 15 地点、海域・地下水は全地点で調査を行った結果、地下水 2 地点を除く全ての地点で環境基準を達成した。

公共用水域の生活環境項目については、河川の環境基準適合率が pH100%、BOD95%、SS100%、DO98%であり、本市域における環境基準適合率は、概ね横ばいだった。梅田川で 15 年度以降 8 年連続で環境基準を達成した。

海域においては、COD が C 類型地点で環境基準を達成したが、B 類型地点では達成しなかった。全窒素及び全磷は A 類型地点で環境基準を達成した。



河川水質環境基準点（梅田川御厩橋）

#### 表の見方及び表記方法

ア. 「平均値」は日間平均値の年間平均値である。

イ. 「適合率（検体数）」は、「環境基準に適合の検体数 / 総検体数」を示す。

なお、同欄中環境基準に具体的な数値が規定されていない項目、環境基準の水域類型が未指定の地点及び環境基準以外の項目については「 - / 総検体数」と表示している。

ウ. 「適合率（日数）」は、「環境基準に適合の日数 / 総測定日数」を示す。

なお、通日調査は総測定日数に含める。

エ. 「75%水質値」は、年間の日間平均値の全データ（ $n$ 個）をその値の小さいものから順に並べた時（DOについては値の大きいものから順に並べた時）、 $0.75 \times n$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータをいう。

たとえば、次のような 11 個のデータがあった場合には、

1.3 1.4 1.5 1.5 1.6 1.7 1.8 3.1 3.2 3.5 3.6（単位：mg/ℓ）

$0.75 \times 11 = 8.25$  切り上げて 9

小さい方から数えて 9 番目のデータ 3.2mg/ℓ が 75%水質値となる。

オ. 海域中「全層」は、表層（海面下 0.5 m）、中層（海面下 5.0 m）の水質の平均値をいう。

カ. 生活環境項目に係る環境基準達成状況の判定は、河川では水域内の環境基準点における BOD の適合率が 75%以上のとき達成と判断する。一方、海域では、COD については同様に環境基準点での適合率が 75%以上のとき達成と判断するが、全窒素及び全磷については環境基準点での表層の濃度の年間平均値が環境基準値を満足しているとき達成と判断する。

なお、複数の環境基準点がある場合、BOD 及び COD については、すべての基準点が基準を満足したときに達成と判断する。全窒素及び全磷については、各基準点の年間平均値を平均した値が基準を満足したときに達成と判断する。

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の東三河における指定状況



(2) 水環境の状況

ア. 公共用水域の調査結果

健康項目（有害項目）

河川 15 地点、海域 4 地点において水質調査を行った結果、全ての地点で環境基準を達成した。また、水底の底質を河川 6 地点、海域 4 地点において調査した結果、水銀及び PCB についての「底質の処理・処分等に関する指針」を超える地点はなかった。

河川の生活環境項目

38 地点で調査を行った結果、環境基準が定められている河川（豊川、豊川放水路、梅田川、佐奈川）の環境基準適合率は、次表のとおりである。

年度 \ 項目	B O D	pH	S S	D O
22	95%	100%	100%	98%
21	89%	100%	100%	100%
20	85%	98%	100%	100%

河川別の調査結果は次のとおりである。

a 豊 川

B O D 環境基準を達成した。なお、本市域における環境基準適合率は、B O D 100%、p H 100%、SS100%、DO100%であった。地点別の B O D 75% 水質値は、三上橋 0.8mg / ℓ、当古橋 0.7mg / ℓ、吉田大橋 0.9mg / ℓ、渡津橋 1.0mg / ℓであった。

b 豊川放水路

BOD環境基準（C類型：5mg / l以下）を達成した。なお、前芝大橋における環境基準適合率はBOD100%、pH100%、SS100%、DO100%であり、BOD75%水質値は1.5mg / lであった。

c 梅田川

BOD環境基準（C類型：5mg / l以下）を達成した。環境基準適合率は、BOD88%、pH100%、SS100%、DO94%であった。地点別のBOD75%水質値は、飛越橋6.7mg / l、沢渡橋2.9mg / l、御厩橋3.5mg / l、植田橋2.0mg / lであった。

d 佐奈川

BOD環境基準（D類型：8mg / l以下）を達成した。なお、浜田橋における環境基準適合率はBOD100%、pH100%、SS100%、DO100%であり、BOD75%水質値は1.4mg / lであった。

e 柳生川

類型指定なし。地点別のBOD75%水質値は、柳生橋3.4mg / l、上富田橋4.0mg / l、市場橋5.0mg / lであった。

f 豊川支川（間川、神田川、朝倉川）

類型指定なし。BOD75%水質値は、間川六盃橋1.0mg / l、神田川神田川橋1.3mg / l、朝倉川境橋0.9mg / lであった。

g 梅田川支川（浜田川）

類型指定なし。BOD75%水質値は佐久良橋3.2mg / lであった。

海域の生活環境項目

神野・田原地先海域（C類型）はCOD環境基準を達成したが、渥美湾（甲）（B類型）は達成しなかった。三河湾（口）（類型）の全窒素及び全磷は環境基準を達成した。

年度 \ 項目	COD	pH	DO	全窒素	全磷
22	88%	77%	100%	48%	25%
21	83%	90%	100%	44%	31%
20	75%	56%	98%	56%	33%

類型別にみると、神野・田原地先海域（C類型）の適合率は、COD100%、pH78%、DO100%であり、渥美湾（甲）（B類型）は、COD50%、pH75%、DO100%であった。三河湾（口）（類型）は、全窒素48%、全磷25%であった。

④ 池の生活環境項目

7地点の水質調査を行った結果、COD（平均値）8mg / l以下が2地点（前年度1地点）、全窒素（平均値）1mg / l以下が1地点（同4地点）、全磷（平均値）0.1mg / l以下が2地点（同2地点）であった。

イ．地下水の調査結果

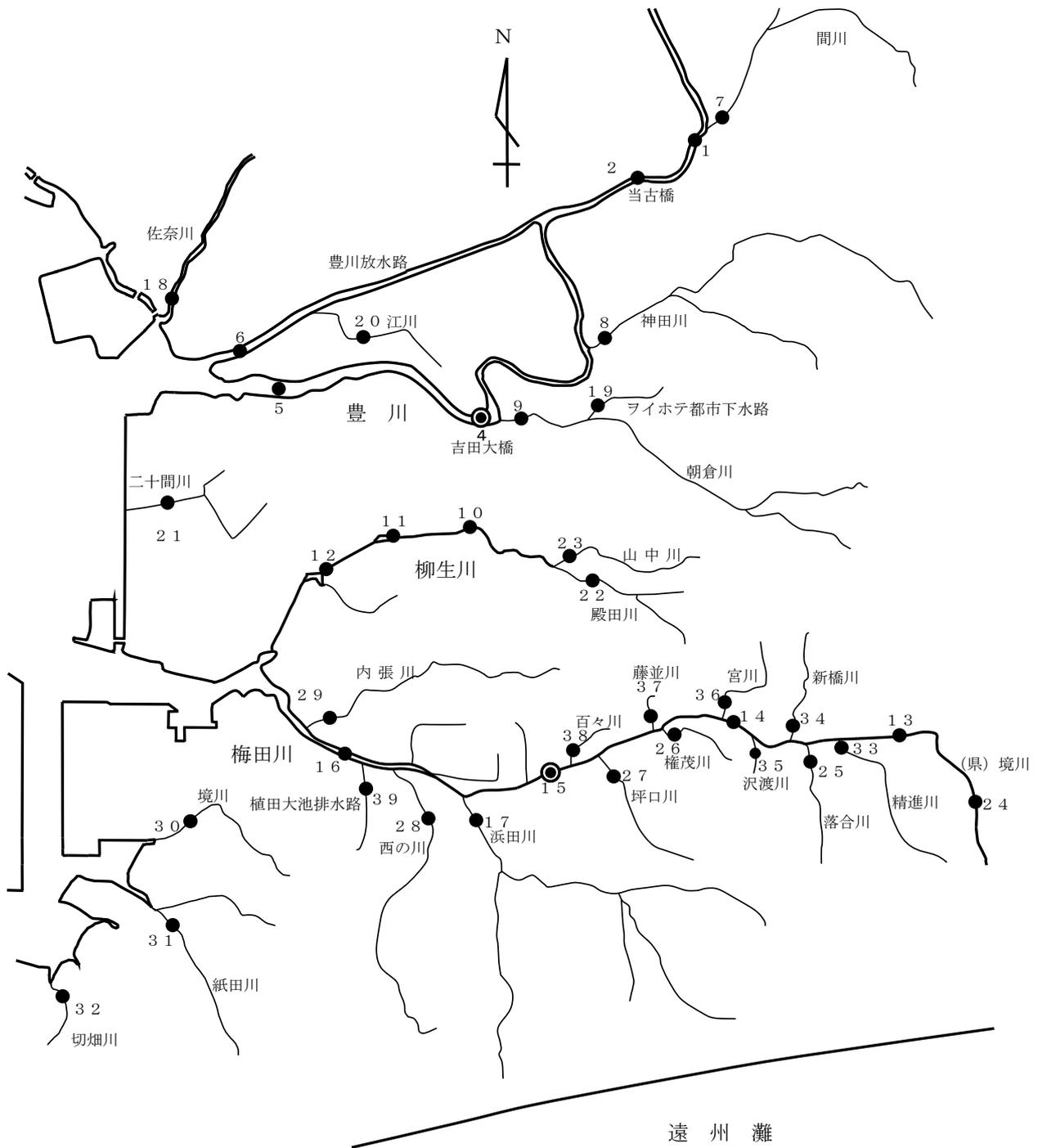
定点調査4地点、単年度調査4地点の計8地点において水質調査を行った結果、6地点は環境基準に適合したが、定点調査1地点（東赤沢町）、メッシュ調査1地点（老津町）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。

なお、東赤沢町については、平成16～18、21年度調査においても環境基準を超過した。

ウ．公共用水域の水質調査地点

河川の水質調査地点

河川の調査地点図



(注) ● 調査地点  
 ◎ 環境基準点

河川の調査地点及び類型指定

水域	地点番号	河川名	地点名	環境基準の類型指定		
				類型	指定年月日	
豊川等水域	1	豊川	三上橋	A・イ	平 11 . 3 . 31 昭 46 . 5 . 25 )	
	2	"	当古橋	A・イ		
	④	"	吉田大橋	B・イ		
	5	"	渡津橋	B・イ		
	6	豊川放水路	前芝大橋	C・イ		
	7	間川	六盃橋	-		
	8	神田川	神田川橋	-	昭 50 . 3 . 31	
	9	朝倉川	境川橋	-		
	10	柳生川	柳生橋	-		
	11	"	上富田橋	-		
	12	"	市場橋	-		
	13	梅田川	飛越橋	C・八		
	川	14	"	沢渡橋	C・八	
		⑮	"	御厩橋	C・八	
		16	"	植田橋	C・八	
		17	浜田川	佐久良橋	-	平 11 . 3 . 31 ( 昭 62 . 3 . 30 )
		18	佐奈川	浜田橋	D・イ	
		19	ライホテ都市下水路	朝倉川合流点手前	-	
	20	江川	東海道本線下	-		
	21	二十間川	二十間橋	-		
	22	殿田川	柳生川合流点手前	-		
	水	23	山中川	本興寺橋	-	
		24	( 県 ) 境川	東海道新幹線下	-	
		25	落合川	落合橋	-	
		26	権茂川	梅田川合流点手前	-	
		27	坪口川	坪口橋	-	
		28	西の川	鎌田橋	-	
		29	内張川	塩浜橋	-	
		30	境川	万溪橋	-	
		域	31	紙田川	境川橋	-
			32	切畑川	国道 2 5 9 号線下	-
			33	精進川	梅田川合流点手前	-
			34	新橋川	梅田川合流点手前	-
			35	沢渡川	梅田川合流点手前	-
			36	宮川	梅田川合流点手前	-
			37	藤並川	梅田川合流点手前	-
			38	百々川	梅田川合流点手前	-
			39	植田大池排水路	植田小学校北	-

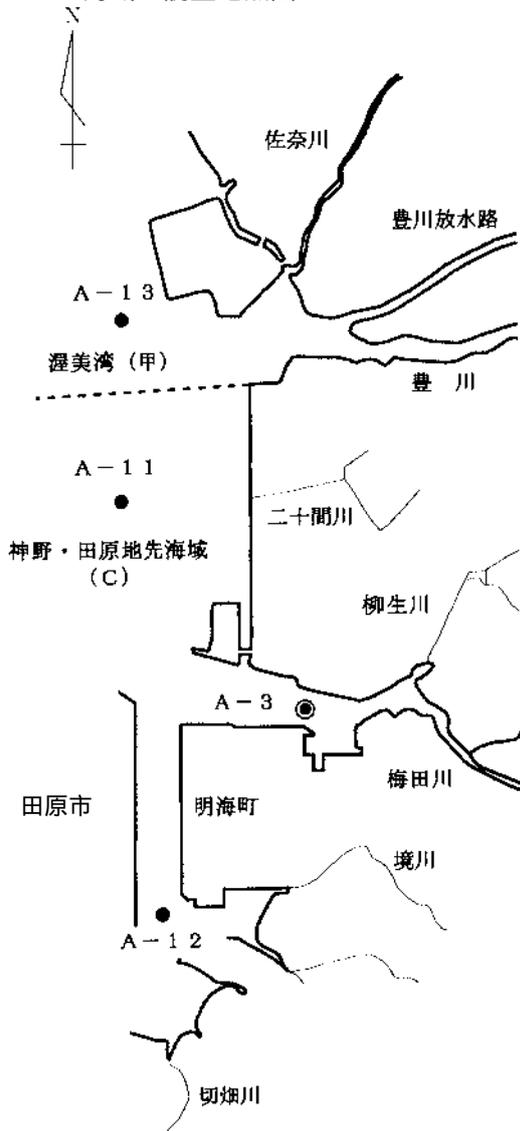
(注) 印は環境基準点

(注) 地点番号 2 ~ 4 は国土交通省調査地点

(注) 地点番号 3 は平成 18 年度より調査廃止 (欠番)

海域の水質調査地点

海域の調査地点図

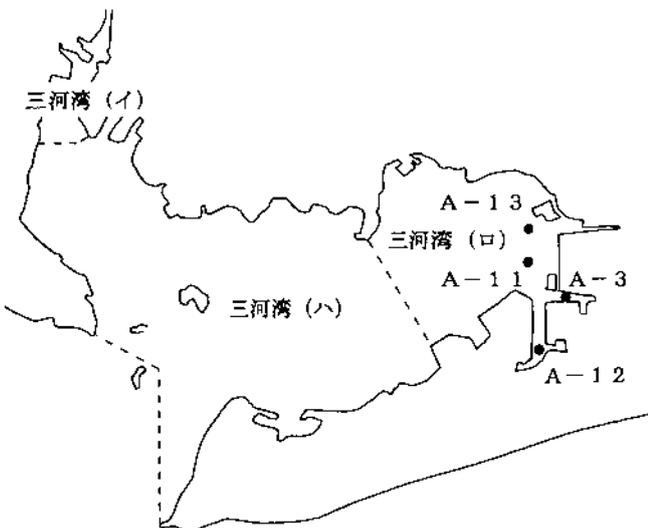


海域の調査地点及び類型指定

水域	地点番号	水域名 地点名	環境基準の 類型 指定年月日
渥美湾	A - 3	神野・田原地先 神野ふ頭	C・口 昭46.5.25
	A - 11	神野・田原地先 二十間川沖	C・口 昭46.5.25
	A - 12	神野・田原地先 木材港	C・口 昭46.5.25
	A - 13	渥美湾(甲) 新西浜沖	B・イ 昭46.5.25

(注) 印は環境基準点

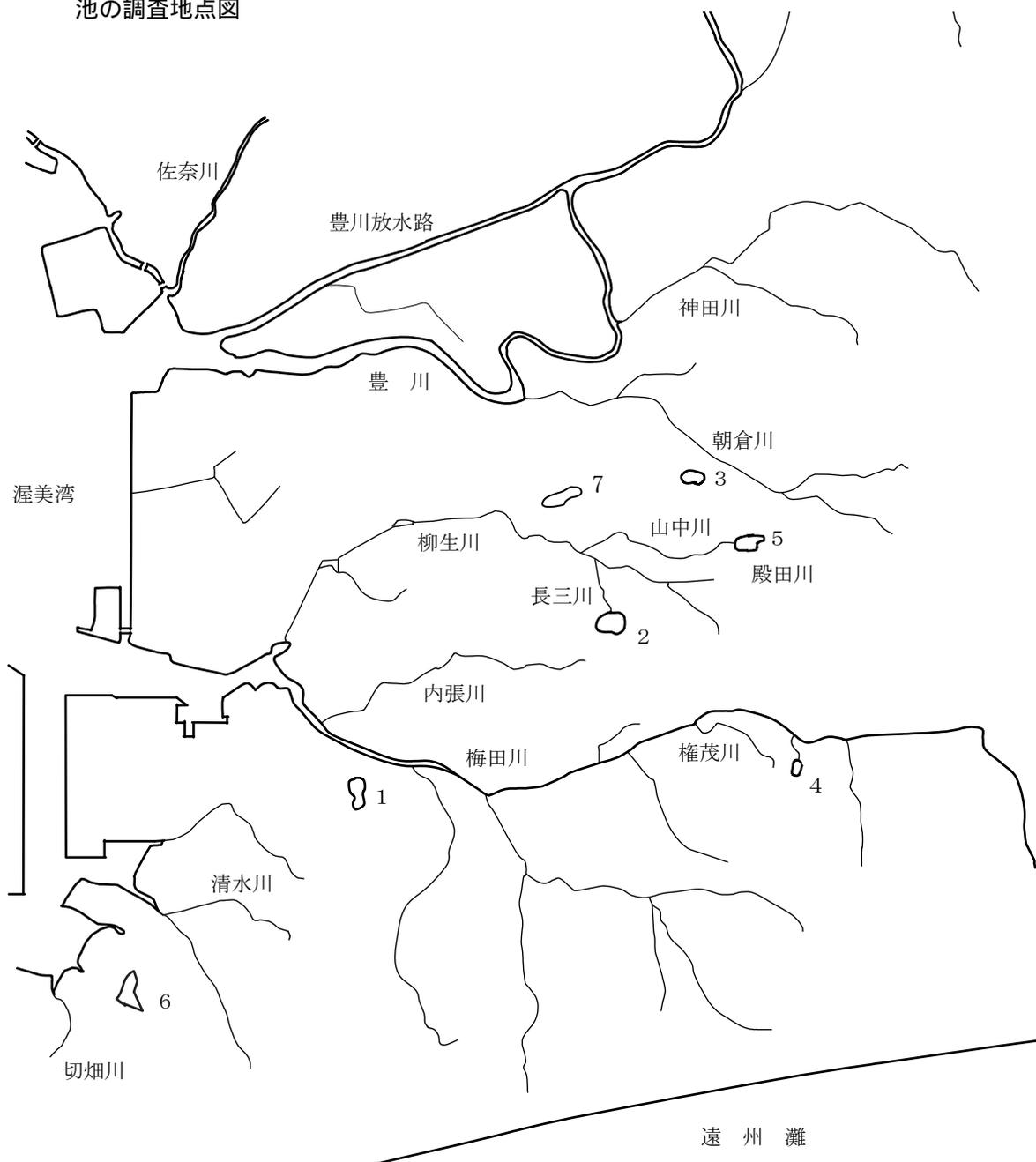
海域の全窒素及び全燐に係る調査地点及び  
類型指定



水域	地点番号	水域名 地点名	環境基準の 類型 指定年月日
三河湾	A - 3	三河湾(口) 神野ふ頭	平17.3.25 (平7.10.11)
	A - 11	三河湾(口) 二十間川沖	平17.3.25 (平7.10.11)
	A - 12	三河湾(口) 木材港	平17.3.25 (平7.10.11)
	A - 13	三河湾(口) 新西浜沖	平17.3.25 (平7.10.11)

池の水質調査地点

池の調査地点図



池の調査地点

番号	池名	所在地
1	植田大池	植田町
2	長三池	佐藤町
3	水神池	岩田町
4	沢渡池	大岩町
5	上庄池	岩田町
6	七股池	杉山町
7	向山大池	向山町

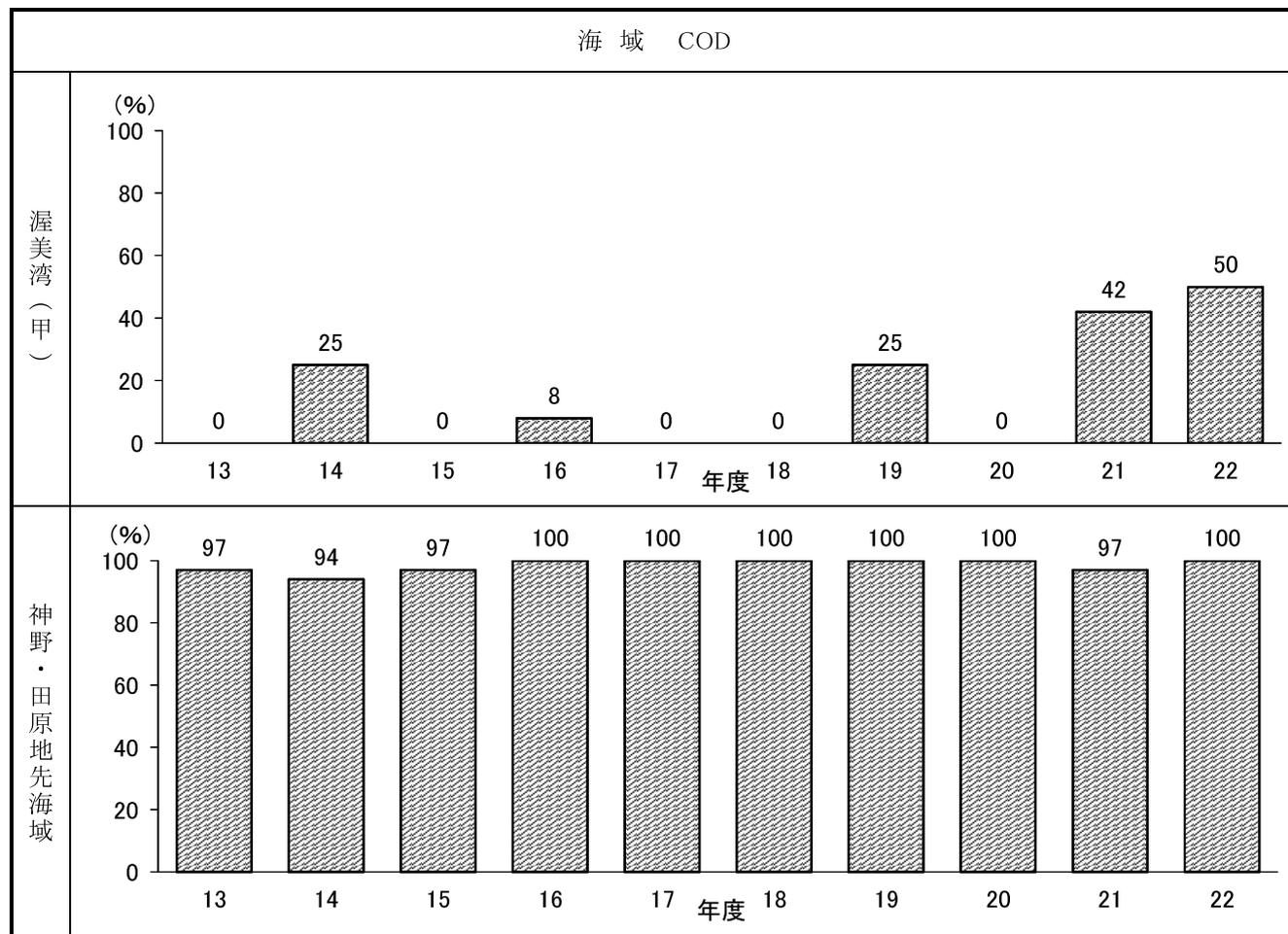
工．生活環境項目環境基準適合状況

環境基準適合率

河川名 海域名	類 型	調 査 地 点	pH		DO		BOD		COD		SS		全窒素(表層)		全燐(表層)	
			適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%	適合率 (日数)	%								
豊川	A	2	24/ 24	100	24/ 24	100	24/ 24	100			24/ 24	100				
	B	2	25/ 25	100	25/ 25	100	25/ 25	100			25/ 25	100				
	小計	4	49/ 49	100	49/ 49	100	49/ 49	100			49/ 49	100				
豊川放水路	C	1	12/ 12	100	12/ 12	100	12/ 12	100			12/ 12	100				
梅田川	C	4	50/ 50	100	47/ 50	94	44/ 50	88			50/ 50	100				
佐奈川	D	1	12/ 12	100	12/ 12	100	12/ 12	100			12/ 12	100				
河川計		10	123/ 123	100	120/ 123	98	117/ 123	95			123/ 123	100				
渥美湾(甲)	B	1	9/ 12	75	12/ 12	100			6/ 12	50						
神野・田原地先海域	C	3	28/ 36	78	36/ 36	100			36/ 36	100						
三河湾(口)		4											23/ 48	48	12/ 48	25
海域計		4	37/ 48	77	48/ 48	100			42/ 48	88			23/ 48	48	12/ 48	25

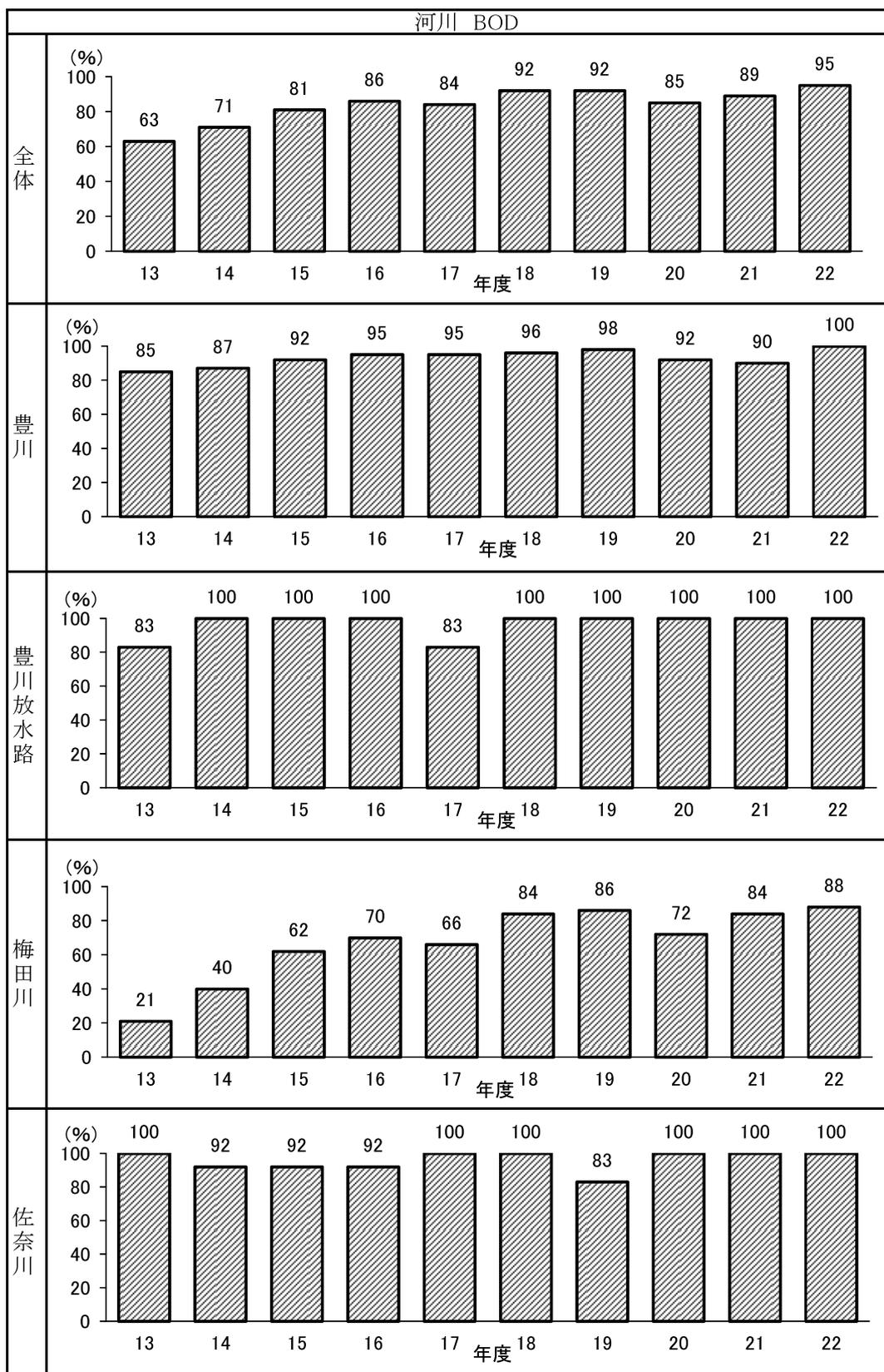
(注) 適合率(%) = (環境基準に適合した日数) / (総測定日数) × 100

環境基準適合率の経年変化



(注) 斜線部分及び数字は環境基準適合率(%)である。

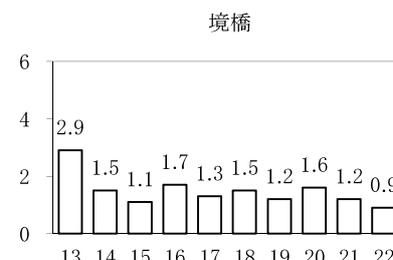
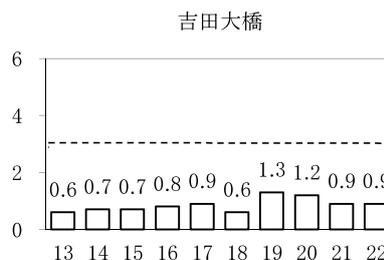
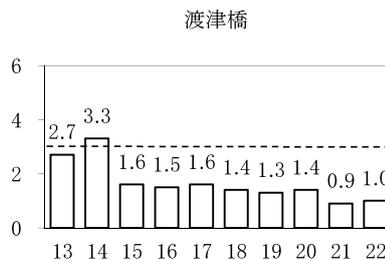
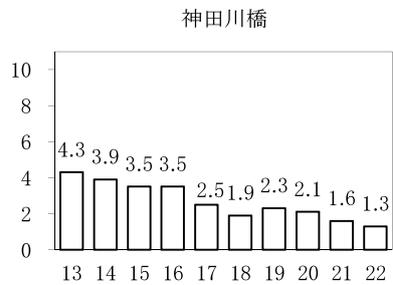
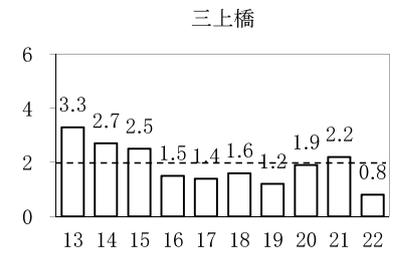
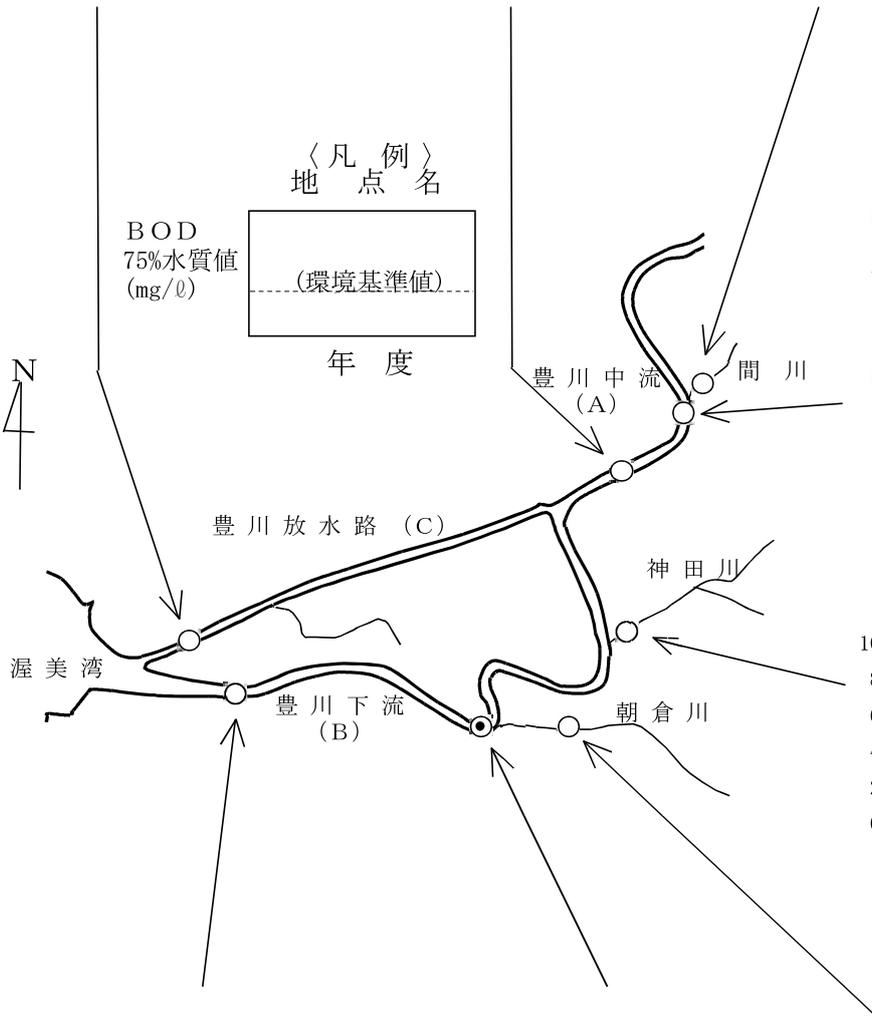
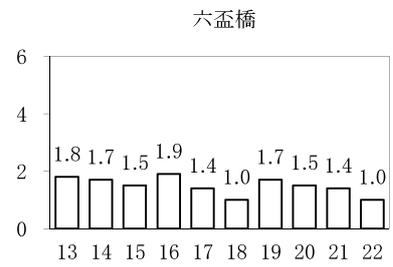
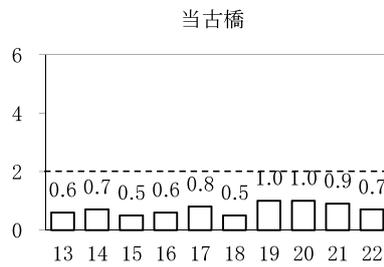
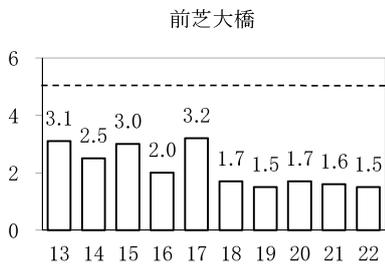
河川の環境基準適合率の経年変化

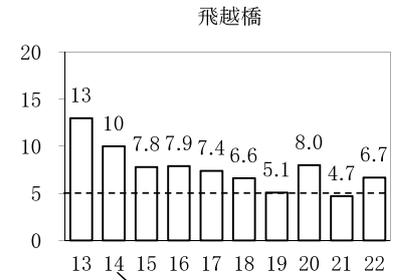
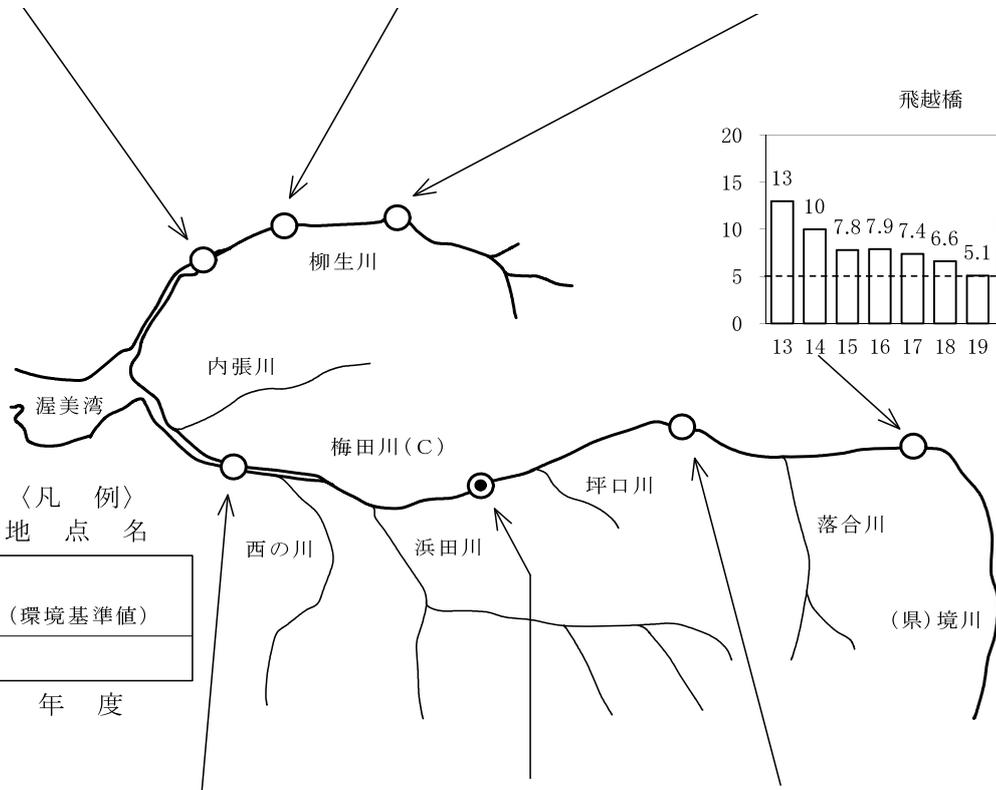
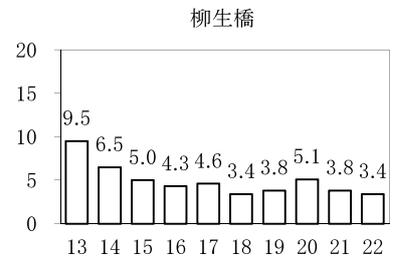
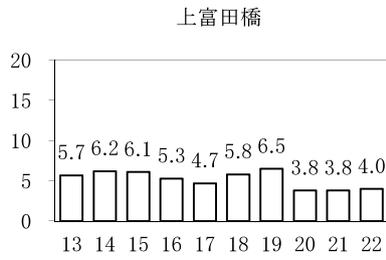
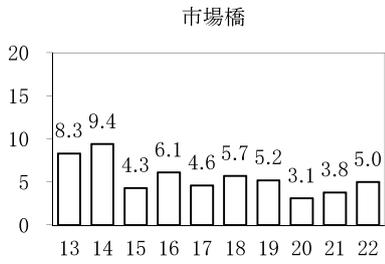


(注) 斜線部分及び数値は環境基準適合率(%)である。

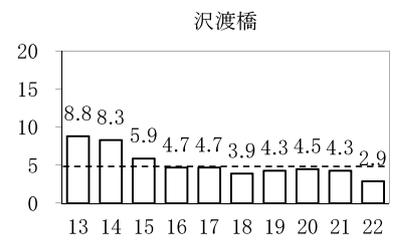
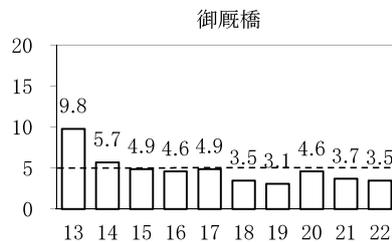
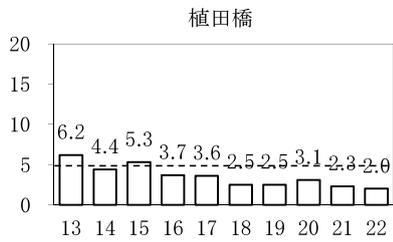
オ．河川の水質調査結果

BOD75%水質値経年変化

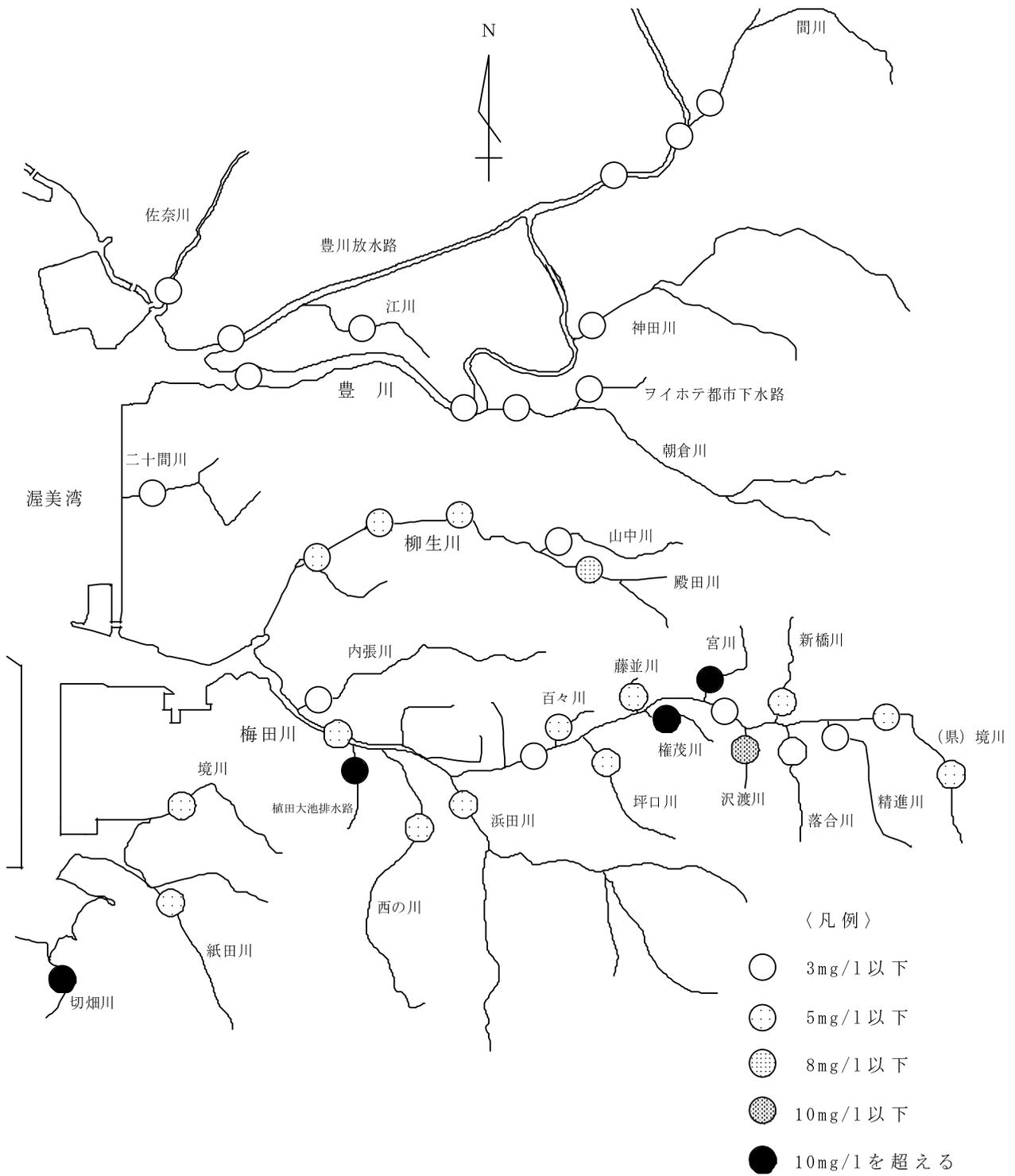




BOD  
75%水質値  
(mg/ℓ)

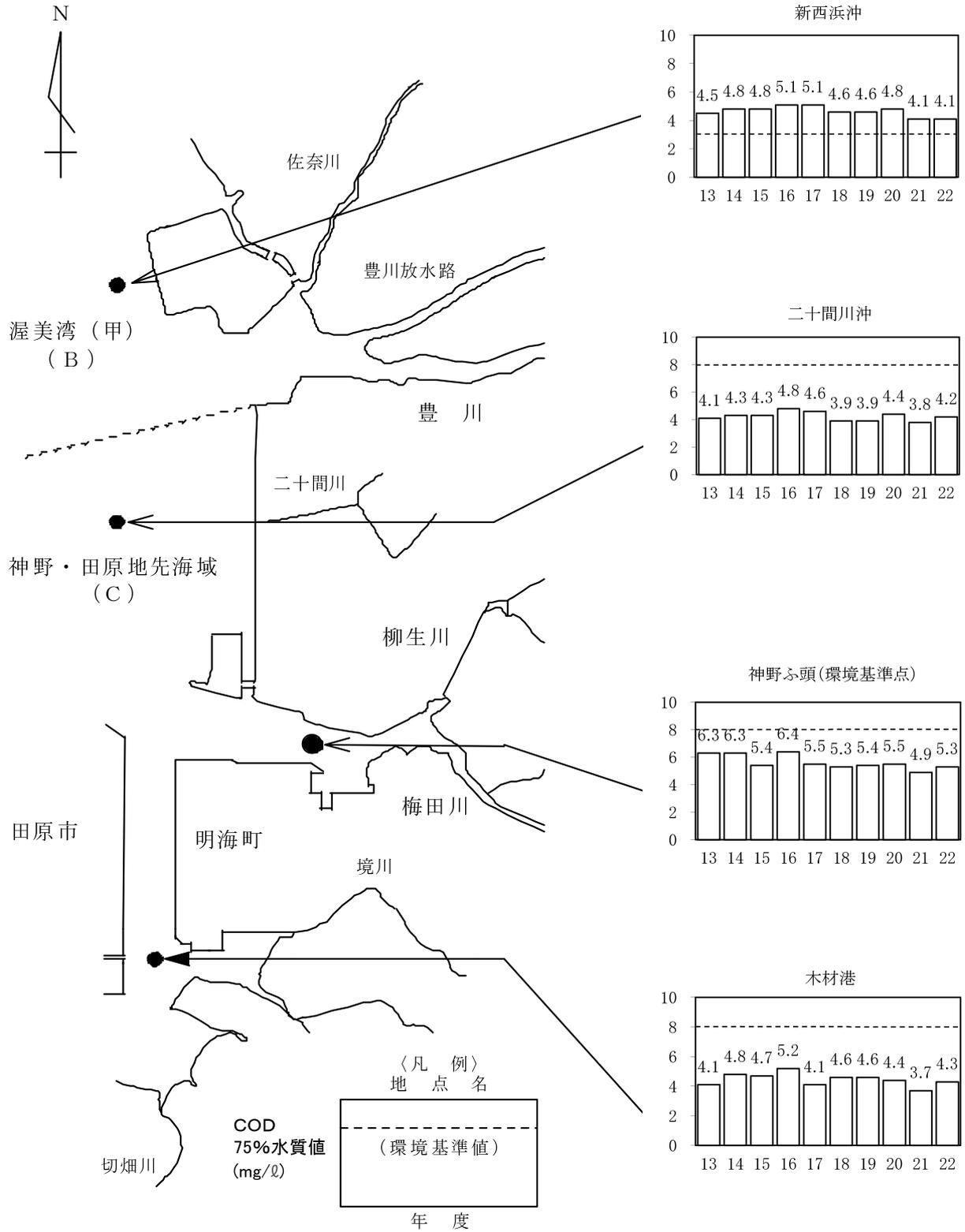


# BOD 平均値による河川汚濁状況

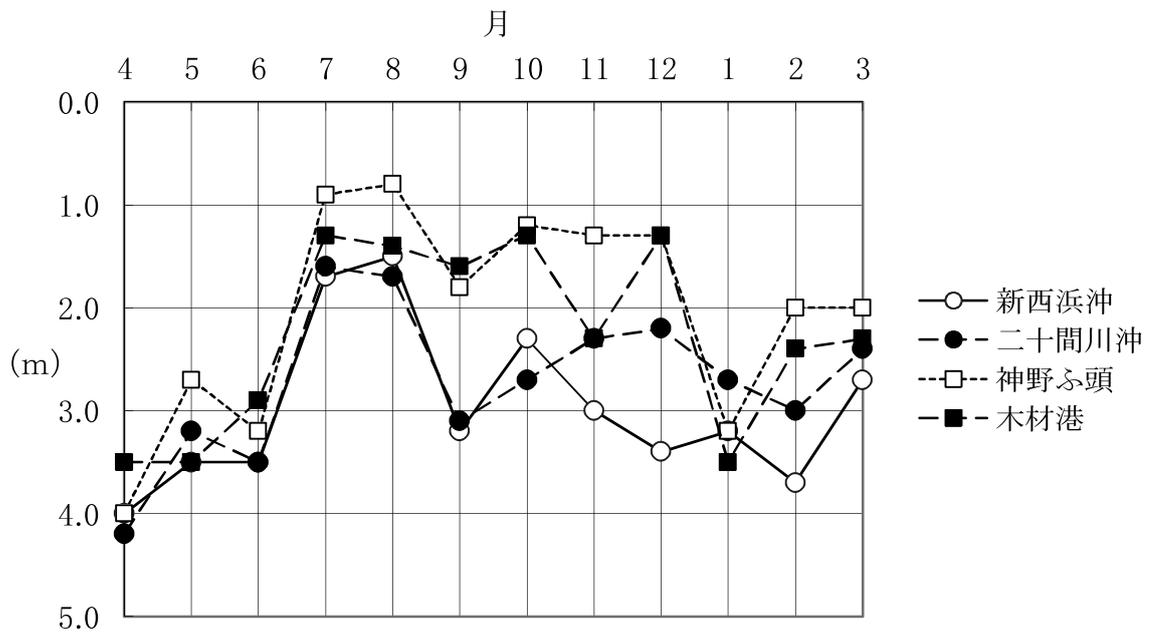


カ．海域の水質調査結果

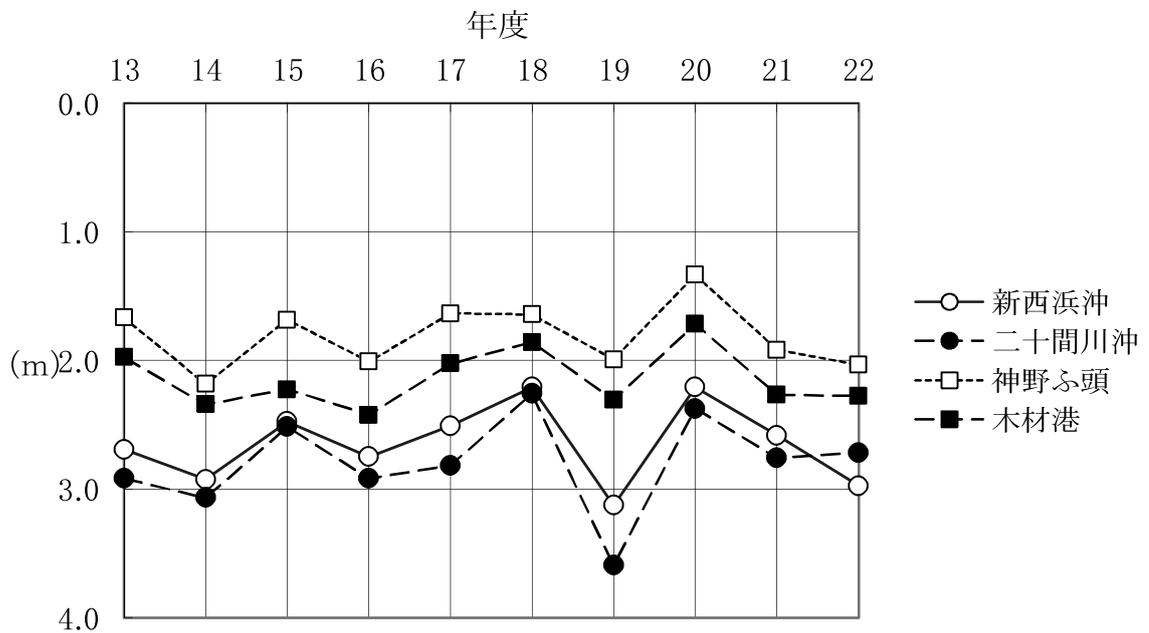
COD75%水質値経年変化



透明度の経月変化

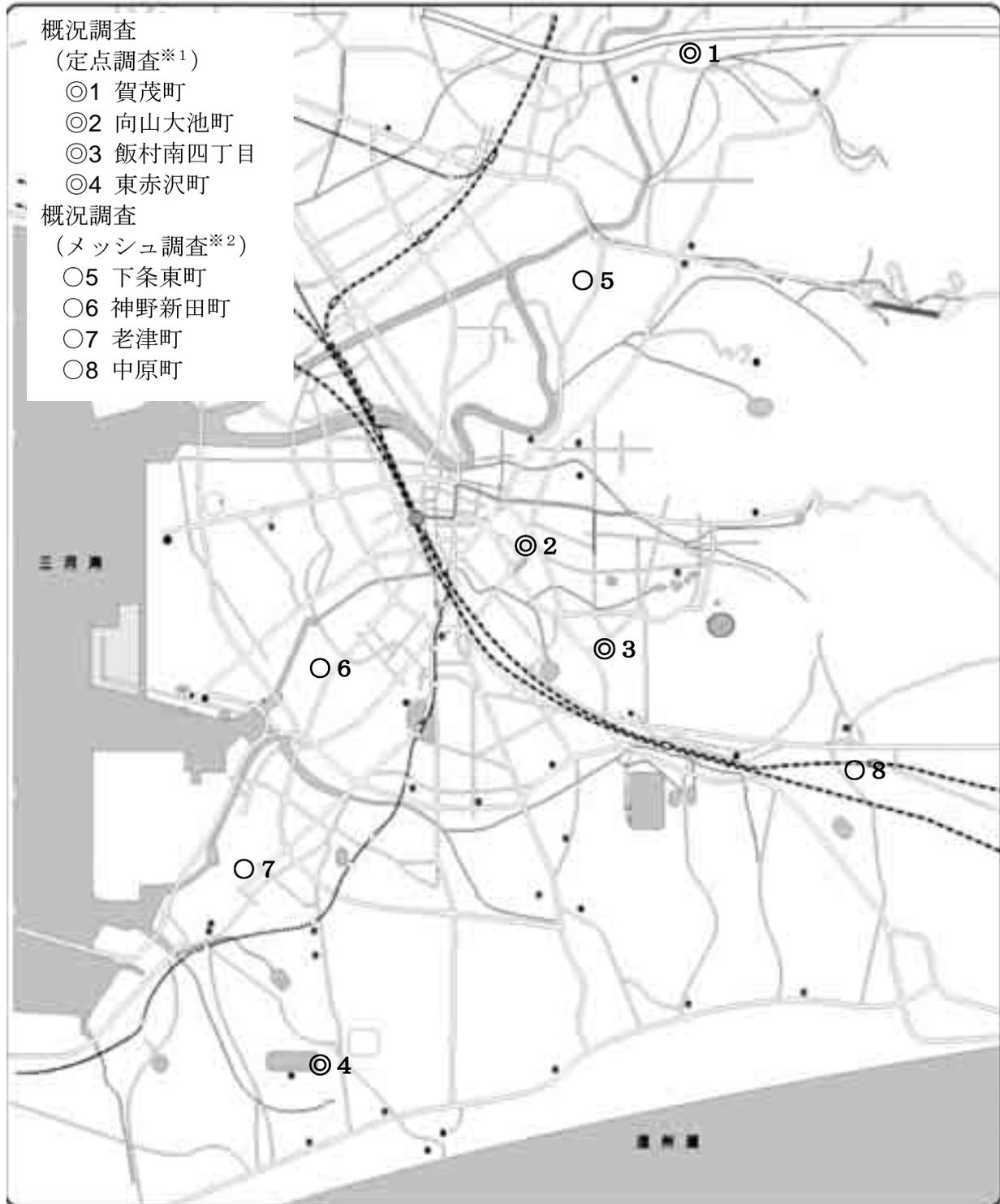


透明度の経年変化



## キ．地下水の水質調査結果

### 地下水質調査地点図



1 定点調査とは、市内の同一地点において継続的に実施する調査。

2 メッシュ調査とは、市内を約5 Km 四方に区分し、その区域に設置されている井戸の中から、毎年新たな調査井戸を選定し実施する調査。

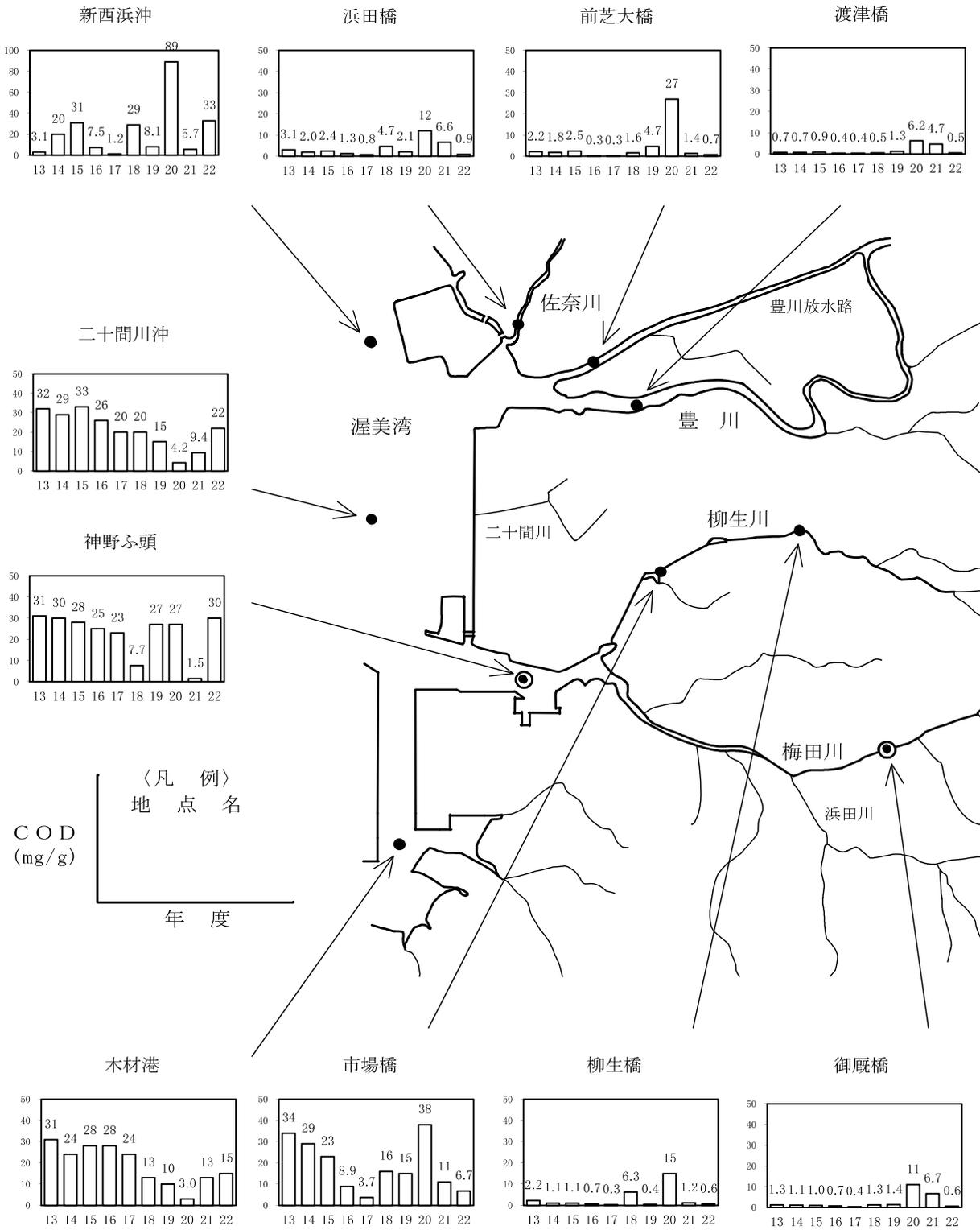
地下水質調査結果

調 査 地 点		1. 賀茂町	2. 向山町	3. 飯村南4丁目	4. 東赤沢町	
環 境 基 準 項 目	カ ド ミ ウ ム	mg/ℓ	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	全 シ ア ン	mg/ℓ	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	鉛	mg/ℓ	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六 価 ク ロ ム	mg/ℓ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	砒 素	mg/ℓ	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総 水 銀	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ア ル キ ル 水 銀	mg/ℓ	-	-	-	-
	P C B	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四 塩 化 炭 素	mg/ℓ	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	mg/ℓ	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジククロロエタン	mg/ℓ	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジククロロエチレン	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジククロロエチレン	mg/ℓ	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリククロロエタン	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリククロロエタン	mg/ℓ	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリククロロエチレン	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	テトラククロロエチレン	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジククロロプロペン	mg/ℓ	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チ ウ ラ ム	mg/ℓ	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シ マ ジ ン	mg/ℓ	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベ ン ゼ ン	mg/ℓ	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セ レ ン	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	< 0.10	0.11	< 0.10	14
	ふ っ 素	mg/ℓ	0.09	< 0.08	< 0.08	< 0.08
	ほ う 素	mg/ℓ	0.03	< 0.02	< 0.02	< 0.02
1,4-ジオキササン	mg/ℓ	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
要監視 項目	E P N	mg/ℓ	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	クロルニトロフェン	mg/ℓ	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
	エピククロロヒドリン	mg/ℓ	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004
	全 マ ン ガ ン	mg/ℓ	0.09	< 0.02	0.28	< 0.02
	ウ ラ ン	mg/ℓ	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
その他 の項目	pH		7.7	7.0	6.8	5.6
	電 気 伝 導 率	mS/m	21	15	12	38

調 査 地 点		5. 下条東町	6. 神野新田町	7. 老津町	8. 中原町	
環 境 基 準 項 目  要 監 視 項 目  そ の 他 の 項 目	カ ド ミ ウ ム	mg/ℓ	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	全 シ ア ン	mg/ℓ	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	鉛	mg/ℓ	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六 価 ク ロ ム	mg/ℓ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	砒 素	mg/ℓ	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総 水 銀	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ア ル キ ル 水 銀	mg/ℓ	-	-	-	-
	P C B	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四 塩 化 炭 素	mg/ℓ	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	mg/ℓ	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジククロロエタン	mg/ℓ	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジククロロエチレン	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジククロロエチレン	mg/ℓ	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリククロロエタン	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリククロロエタン	mg/ℓ	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリククロロエチレン	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	テトラククロロエチレン	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジククロロプロペン	mg/ℓ	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チ ウ ラ ム	mg/ℓ	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シ マ ジ ン	mg/ℓ	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベ ン ゼ ン	mg/ℓ	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セ レ ン	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	4.2	4.5	22	8.0
	ふ っ 素	mg/ℓ	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08
	ほ う 素	mg/ℓ	< 0.02	< 0.02	0.17	0.02
	1,4-ジオキササン	mg/ℓ	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	E P N	mg/ℓ	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	クロルニトロフェン	mg/ℓ	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001
	エピククロロヒドリン	mg/ℓ	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004
	全 マ ン ガ ン	mg/ℓ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
ウ ラ ン	mg/ℓ	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	
pH		6.5	6.3	6.0	5.9	
電 気 伝 導 率	mS/m	27	45	70	31	

ク.底質調査結果

CODの経年変化



### (3) 事業場の調査及び指導

「水質汚濁防止法」では、特に汚水の発生する恐れのある施設を特定施設として定め、特定施設を設置し、汚水等を排出する工場・事業場（特定事業場）を規制の対象とし、特定施設の設置等についての届出義務や、排水基準に基づく規制の適用について定めている。

また、昭和 55 年 7 月からは従来の濃度規制に加え、伊勢湾流域の日平均排出水量 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場（指定地域内事業場）を対象に総量規制制度が導入されている。

特定事業場数は、平成 23 年 3 月末現在、773 件で、これらを業種又は施設別で見ると、畜産農業 198 件、自動式車両洗浄施設 121 件、洗たく業 71 件が多く、この 3 業種及び施設で 1 / 2 以上となっていた。

このうち生活環境項目の排水基準規制対象となる特定事業場数は 145 件で、さらに総量規制基準の対象となる指定地域内事業場数は 98 件であった。

平成 22 年度において、健康項目を含む水質調査に係る立入検査を延 189 件（149 事業場）実施した。

その結果、排水基準の違反件数は 49 件であり、業種・施設別で見ると畜産農業が 27 件で最も多くなっている。

排水基準違反を項目別で見ると pH、BOD、SS、窒素、りんなどであり、これら排水基準違反事業場に対しては、汚水の処理の方法、施設の維持管理などについて文書により 49 件改善指導した。

また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量の削減指導を行うとともに、総量規制の適用を受けない小規模事業場等に対しても汚濁負荷量の削減対策を推進するため、愛知県が定めた「小規模事業場等排水対策指導要領」に基づき 2 事業場の立入検査を実施した。

さらに、臨海部進出企業を主とする公害防止協定締結事業場については、公害の防止に関する協定第 3 条または第 4 条による採水立入調査を実施し、指導基準を超過した事業場に対して改善指導を行った。

## ア．特定事業場数（小規模事業場を含む）

平成 23 年 3 月 31 日現在

号番号	業種及び施設名	規制事業場内訳数					計	特定事業場数			指定地域内の特定事業場数	小規模事業場数
		20以上 50未満	50以上 100未満	100以上 200未満	200以上 400未満	400以上		規制	未規制	計		
1の2	畜産農業又はサービス業	14	11	4			15	29	169	198	192	14
2	畜産食料品製造業	1	2	1	1	3	7	8	10	18	18	1
3	水産食料品製造業	2	1	1		1	3	5	12	17	17	2
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業		1	1	1		3	3	7	10	9	
5	みそ、しょう油等製造業				1		1	1	4	5	5	
9	米菓製造業又はこうじ製造業		1				1	1	1	2	2	
10	飲料製造業						0		1	1	1	
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1				1	1	2	1	3	3	1
16	めん類製造業						0		5	5	5	
17	豆腐又は煮豆製造業						0		9	9	9	
18の2	冷凍調理食品製造業	1				1	1	2	1	3	3	1
19	紡績又は繊維製造業				1		1	1	2	3	3	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業						0		1	1	1	
21の3	合板製造業						0		3	3	3	
22	木材薬品処理業						0		1	1	1	
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業					1	1	1		1	1	
23の2	新聞業、出版業、印刷業及び製版業						0		9	9	9	
33	合成樹脂製造業			1			1	1		1	1	
46	有機化学工業製品製造業				1		1	1		1	1	
47	医薬品製造業						0		1	1	1	
53	ガラス又はガラス製品製造業	1		1			1	2		2	2	1
54	セメント製品製造業						0		9	9	9	
55	生コンクリート製造業						0		7	7	7	
59	砕石業	3	2				2	5		5	5	3
61	鉄鋼業					1	1	1		1	1	
63	金属製品又は機械器具製造業		1			1	2	2	14	16	16	
64の2	水道施設						0		3	3	3	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	2	2	1	1	6	8	9	17	17	2
66	電気めっき施設	3			1		1	4	2	6	6	3
66の2	旅館業	6			1		1	7	41	48	46	6
66の3	共同調理場						0		4	4	4	
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業		4				4	4	3	7	7	
66の5	飲食業						0		4	4	4	
67	洗たく業	2		1			1	3	68	71	71	2
68	写真現像業						0		23	23	23	
68の2	病院			1	3		4	4	3	7	7	
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業					1	1	1		1	1	
69の3	地方卸売市場						0		1	1	1	
70の2	自動車分解整備業	1					0	1	10	11	11	1
71	自動式車両洗浄施設	2	1				1	3	118	121	120	2
71の2	研究・試験・検査機関	1				1	1	2	10	12	12	
71の4	産業廃棄物処理施設		2	1			3	3	3	6	5	
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設					1	1	1		1	1	
72	し尿処理施設	3	5	3	4	7	19	22		22	22	3
73	下水道終末処理施設					7	7	7		7	7	
74	特定事業場からの排水の処理施設	3					0	3	2	5	5	3
-	指定地域特定施設（浄化槽）		5	1	1		7	7	57	64	64	
-	その他						0			0	0	1
	計	46	38	18	16	27	99	145	628	773	762	46

（注）規制・未規制は、生活環境項目に係る区分業種とは「主たる業種」を示す。

イ. 立入調査結果  
特定事業場

号番号	業種及び施設名	水質立入事業場数	水質調査立入延件数	基準違反事業場延件数	日間平均を超過する恐れのある事業場延件数	違反項目	指定地域内の事業場指導数
1の2	畜産農業又はサービス業	29	45	22	5	pH、BOD、SS、T-N、T-P	14
2	畜産食料品製造業	6	8	1	2	pH	1
3	水産食料品製造業	4	4				
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業	3	3				
5	みそ、しょう油等製造業	1	1				
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	2	1	1	BOD、SS	1
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	2	5	5		pH、BOD、T-N、NO	2
18の2	冷凍調理食品製造業	2	2				
19	紡績又は繊維製造業	2	2				
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	1	3				
33	合成樹脂製造業	1	1				
46	有機化学工業製品製造業	1	1				
53	ガラス又はガラス製品製造業	2	2				
59	砕石業	5	5				
61	鉄鋼業	1	1				
63	金属製品又は機械器具製造業	3	5				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	10	12				
66	電気めっき施設	5	6		1		
66の2	旅館業	4	5	1		pH	1
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	5	1		pH、BOD	1
67	洗たく業	3	3				
68の2	病院	4	5	2		BOD	1
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1	1				
70の2	自動車分解整備業	1	1				
71	自動式車両洗浄施設	3	4	1		pH、BOD、COD、SS	1
71の2	研究・試験・検査機関	4	4				
71の4	産業廃棄物処理施設	4	4	1		Pb	1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設	1	2				
72	し尿処理施設	23	26	3	2	pH、BOD	2
73	下水道終末処理施設	7	7				
74	特定事業場からの排水の処理施設	3	4				
-	指定地域特定施設（浄化槽）	8	10				
	計	149	189	38	11		25

公害防止協定事業場

事業場数	採水立入		指導基準不適合状況		改善指導
112	事業場数	検体数	延件数	主な項目	5
	27	35	5	pH、BOD、COD、SS、CN	

小規模事業場

事業場数	採水立入		指導基準不適合状況		改善指導
46	事業場数	検体数	延件数	主な項目	0
	2	2	0		

業種とは「主たる業種」を示す。

### ウ．水質総量規制制度

水質の総量規制制度は、人口や産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、排水濃度規制のみによっては水質環境基準の維持達成が困難である場合に当該水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を全体的に削減しようとする制度であり、昭和53年6月13日（公布）に水質汚濁防止法等の一部改正により導入（昭和54年6月12日）され、昭和54年以降、五次にわたり実施されてきた。

この結果、伊勢湾では指定地域内における化学的酸素要求量（以下、「COD」という。）に係る汚濁負荷量は着実に減少してきているが、環境基準の達成が未だ十分でないことから、愛知県知事は国が定めた総量削減基本方針を受けて、平成19年6月15日にCOD、窒素及びりん汚濁負荷量を削減するため第六次総量規制基準を定め、平成19年9月1日より適用することとした。

これにより総量規制の対象となる指定地域内事業場（指定地域内の特定事業場で日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のもの）はCOD、窒素及びりんの総量規制基準の遵守義務が課せられている。

#### CODに係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

区 分	第一次	第二次	第三次	第四次	第五次	第六次
総量削減計画策定年月	昭和55年4月	昭和62年5月	平成3年3月	平成8年7月	平成14年7月	平成19年6月
目 標 年 度	昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成21年度
負荷量	(前) 172トン/日 (昭和54年度)	163トン/日 (昭和59年度)	153トン/日 (平成元年度)	136トン/日 (平成6年度)	122トン/日 (平成11年度)	104トン/日 (平成16年度)
	(後) 163トン/日 (昭和59年度)	153トン/日 (平成元年度)	136トン/日 (平成6年度)	122トン/日 (平成11年度)	104トン/日 (平成16年度)	93トン/日 (平成21年度 の 目 標)

#### 窒素に係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

区 分	第五次	第六次
総量削減計画策定年月	平成14年7月	平成19年6月
目 標 年 度	平成16年度	平成21年度
負荷量	(前) 78トン/日 (平成11年度)	70トン/日 (平成16年度)
	(後) 70トン/日 (平成16年度)	66トン/日 (平成21年度 の 目 標)

第五次より導入

#### りに係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

区 分	第五次	第六次
総量削減計画策定年月	平成14年7月	平成19年6月
目 標 年 度	平成16年度	平成21年度
負荷量	(前) 8.7トン/日 (平成11年度)	6.1トン/日 (平成16年度)
	(後) 6.1トン/日 (平成16年度)	5.4トン/日 (平成21年度 の 目 標)

第五次より導入

エ．小規模事業場排水対策

昭和 56 年 2 月、愛知県は水質汚濁防止法対象事業場のうち総量規制の適用されない事業場（日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 未満のもの）等に対して汚濁負荷量の削減を行うため、「小規模事業場等排水対策指導要領」を定めた。平成 15 年 10 月より、従来の COD に加え、窒素及びりん含有量の指導値を設定し、対象業種の追加を行った。指導値及び事業場数を下表に示す。平成 22 年度は 2 事業場について採水立入検査を実施した。

(1) COD

平成 23 年 3 月 31 日現在

項 番 号	1		2	
区 分	特定事業場で日平均排水量が 50m <sup>3</sup> 未満のもの		その他のもので日平均排水量が 20m <sup>3</sup> 以上のもの	次に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が 50m <sup>3</sup> 以上のもの (1) 集団給食施設、飲食店の調理施設 (2) 段ボール製造業のコーゲートマシン (3) 惣菜製造業、パン・菓子製造業の洗浄施設 (4) 金属製品等製造業で水溶性油剤を使用する金属工作機械
	県条例による上乗せ排水基準が適用されるもの			
	昭和 56 年 6 月 30 日に現に設置されているもの	昭和 56 年 7 月 1 日以降に設置されているもの		
排水の種類	特定排水		排水	
C O D の指導値 (mg / ℓ)	要領付表の業種区分に応じた値 (注)		160	
	表第 3 欄の(1)の値	表第 3 欄の(2)の値		
事業場数	17	22	6	1

(2) 窒素・りん

項 番 号	1		2	
区 分	特定事業場で日平均排水量が 50m <sup>3</sup> 未満のもの		その他のもので日平均排水量が 20m <sup>3</sup> 以上のもの	次に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が 50m <sup>3</sup> 以上のもの (1) 集団給食施設、飲食店の調理施設 (2) 段ボール製造業のコーゲートマシン (3) 惣菜製造業、パン・菓子製造業の洗浄施設 (4) 金属製品等製造業で水溶性油剤を使用する金属工作機械
	県条例による上乗せ排水基準が適用されるもの			
	平成 15 年 3 月 31 日に現に設置されているもの	平成 15 年 4 月 1 日以降に設置されているもの		
排水の種類	特定排水		排水	
窒素含有量 (りん含有量) の指導値 (mg / ℓ)	要領付表の業種区分に応じた値 (注)		120 (16)	
	表第 3 欄の(1)の値	表第 3 欄の(2)の値		
事業場数	35	4	6	1

(注) 小規模事業場等排水対策指導要領 (昭和 56 年 2 月制定)

オ．水質汚濁防止法に基づく届出件数

平成 23 年 3 月 31 日現在

号番号	業種 及び 施設名	5-1	7	10	10	11-3	14-3	計
		設置	構造 変更	氏名 変更	廃止	承継	測定 手法	
1の2	畜産農業又はサービス業		1	3	3	1		8
2	畜産食料品製造業			1	1			2
3	水産食料品製造業							0
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業		1					1
5	みそ、しょう油等製造業		1			1		2
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1						1
10	飲料製造業							0
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業							0
16	めん類製造業							0
17	豆腐又は煮豆製造業							0
18の2	冷凍調理食品製造業							0
19	紡績又は繊維製造業							0
21	化学繊維製造業							0
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業							0
21の3	合板製造業							0
22	木材薬品処理業							0
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業		2				3	5
23の2	新聞業、出版業、印刷業及び製版業							0
33	合成樹脂製造業							0
46	有機化学工業製品製造業							0
47	医薬品製造業							0
53	ガラス又はガラス製品製造業			1				1
54	セメント製品製造業							0
55	生コンクリート製造業				1			1
59	砕石業							0
61	鉄鋼業							0
63	金属製品又は機械器具製造業							0
64の2	水道施設	1	1	1				3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	3	2	4			10
66	電気めっき施設		1	1	1			3
66の2	旅館業							0
66の3	共同調理場		1	3	1	1		6
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業							0
66の5	飲食業							0
67	洗たく業	1			2			3
68	写真現像業							0
68の2	病院			2				2
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業							0
69の3	地方卸売市場							0
70の2	自動車分解整備業		1	2	2			5
71	自動式車両洗浄施設	2		9	3			14
71の2	研究・試験・検査機関		2	4	2			8
71の4	産業廃棄物処理施設			1				1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設							0
72	し尿処理施設	1		4	1	1		7
73	下水道終末処理施設		1	3				4
74	特定事業場からの排水の処理施設			1				1
-	指定地域特定施設（浄化槽）		1	2	3			6
	計	7	16	40	24	4	3	94

業種とは「主たる業種」を示す。